

律令国家・王朝国家の国家軍制に関する総括的研究

(課題番号 17520432)

平成17年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(C))

研究成果報告書

平成20(2008)年3月

研究代表者 下向井 龍彦

(広島大学大学院教育学研究科教授)

は し が き ― 研究成果の概要 ―

本報告書は、平成一七年度～平成一九年度における科学研究費補助金（基盤研究（C））による「律令国家・王朝国家の国家軍制に関する総合的研究」（課題番号17520432）の研究成果の一端をまとめたものである。

本研究課題は申請者のライフワークであり、これまで二つの方向から研究をすすめてきた。第一の八世紀律令軍制研究では、律令軍制を、朝鮮半島を統一した新羅との朝貢関係を維持・強要するために建設した大規模徴兵制軍隊ととらえる立場から、その構造と形成過程・展開過程・解体過程の解明をすすめる数編の論文を公表していた。しかし展開過程についてはその概要を公表しただけであり、細部のつめた検討が不十分なまま残っていた。また訓練における精神教育の役割について、古代のナシヨナリズムという視点から深化させなければならなかった。本研究によって、これらの課題について論文にまとめる準備ができた。また申請者の律令軍制学説への最近の批判に対する反批判を兼ねた兵士任務に関する実証的論文を用意した。それが本研究報告書に掲載する論文「軍団兵士の平時勤務の本務と「雑使」―『続日本紀』慶雲元年六月丁巳条の「令条以外、不得雑使」の解釈をめぐって―」である。第二の一〇～一二世紀の王朝国家軍制研究では、これまで国家の軍事指揮権の発動としての「追捕官符」をキーワードに、反権力武装蜂起を抑圧するための国家の軍事力編成の構造、その形成過程・展開過程について、武士の形成過程との関連において解明をすすめる、本研究課題に取り組む以前にすでに一〇編近い論文を公表し、その全体構想を拙著『武士の成長と院政』（講談社日本の歴史〇七巻 二〇〇一年）で明らかにしたが、本研究課題によって、申請者の学説をみずから再検討し、院政期の国家軍制、鎌倉幕府守護体制への展開について明確な展望を得た。本研究ではあらためてキーワードである「追捕官符」史料を収集整理しなおして再検討作業をすすめたので、収集した「追捕官符」史料を研究成果の一部として本研究報告書に掲載する。なお本研究期間の最末期に刊行された『山口県史 通史編Ⅰ原始古代』の申請者執筆部分（次ページにタイトル掲示）は本研究課題と密接に関わる成果である。

本研究によって申請者の律令軍制研究・王朝国家軍制研究はほぼ完結した。この成果を踏まえて、『日本律令軍制史研究』（仮題）・『日本王朝国家軍制史研究』（仮題）として刊行する準備を進める予定である。

平成二〇（二〇〇八）年三月十五日

下向井龍彦

広島大学図書

0100467654



研究組織

研究代表者 : 下向井龍彦 (広島大学大学院教育学研究科教授)

研究協力者 : 齋藤 拓海 (広島大学大学院文学研究科博士課程後期)

山本 佳奈 (広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

横田 美緒 (広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

尻池 由佳 (広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

津野 太紀 (広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

加藤 弘輝 (広島大学教育学部学生)

研究経費

平成一七年度	一、六〇〇千円 (直接経費)	一、六〇〇千円 (間接経費)	〇円
平成一八年度	八〇〇千円 (直接経費)	八〇〇千円 (間接経費)	〇円
平成一九年度	九一〇千円 (直接経費)	七〇〇千円 (間接経費)	二一〇千円
計	三、三一〇千円		

研究発表 学会誌等

下向井龍彦 「軍団と兵士」

『山口県史 通史編Ⅰ原始古代』第七編第四章 二〇〇八年三月

下向井龍彦 「変動期の瀬戸内海海域」

『山口県史 通史編Ⅰ原始古代』第九編第三章 二〇〇八年三月

下向井龍彦 「対外緊張と周防・長門地方」

『山口県史 通史編Ⅰ原始古代』第一〇編第四章 二〇〇八年三月

下向井龍彦 「徒歩の実資、乗車の実資」

『日本歴史』七一二号二〇〇七年九月

下向井龍彦 「清盛伝説と音戸瀬戸」

『中国新聞』ひろしま歴史回廊⑤(10回連載) 二〇〇六年七月〜九月

軍団兵士の平時勤務の本務と「雑使」

―『続日本紀』慶雲元年六月丁巳条の「令条以外、不得雑使」の解釈をめぐって―

下向井龍彦

はじめに

本稿の目的は、『続日本紀』慶雲元年（七〇四）六月丁巳条の「令条以外、不得雑使」の記事の解釈をめぐって近年提起されている律令軍制についての私見批判に答え、本記事の意味するところが、兵士に対して訓練に専念させるために「令条に認められた雑使」以外の「雑使」に使役してはいけないという雑使制限規定であった、とする私見が正しいことを再確認することである。この問題は一見、些細な史料解釈にすぎないようにみえるが、実は律令軍制・軍団兵士制の本質に関わる重大な論点である。そこであらためて私見を委曲を尽くして説明し、近年の律令軍制研究の誤った方向を正したいと思う。

一、最近の軍団兵士制研究の傾向

かつて私は、論文「日本律令軍制の基本構造」⁴¹において、兵部省―国司の軍事行政による全国軍事力データの集中管理、国衙による徴兵事務と統一規格兵器の計画生産、軍団の平時編成と「陣法」にもとづく全国

共通訓練、動員計画、戦時編成など、律令軍制の全体構造を検討することを通して、日本律令軍制は新羅に朝貢を強要するために建設された大規模徴兵制軍隊であった、と結論づけた。この結論は、同じ構想のもとに発表した続稿「日本律令軍制の形成過程」⁴²・「軍縮と軍拡の奈良時代に」⁴³・「光仁・桓武朝における軍縮改革について」⁴⁴とともに、七世紀後半～八世紀の日本・新羅の国家間外交の展開過程、また奈良朝政治過程さらには日本律令国家論のいっそうの深化に対して、大きな展望を開くものであったと考えている⁴⁵。

そのなかで私は、軍団兵士の平時勤務の中心は全国統一マニュアル「陣法式」（および「教習武芸式」⁴⁶）にもとづく全国共通訓練であり、その目的は「基本戦技と進退動静の基本動作に習熟させ、実戦にたえる戦闘力に鍛え上げていくことだった。したがって上番中の兵士をできるかぎり教練に専念させ、他の目的に使役することを制限するよう立法化されている。『令条以外、不得雑使』はその規定である」（二四頁）としたうえで、訓練の具体的方法・具体的内容について詳細な検討を加

えた。そしてそれに対応する注において、「(野田嶺志氏)は」国内上番兵士の主要任務を、軍防令以下の兵士使役規定から諸施設の守衛・修理等に求められるが、これらは『令条』に認められた『雑使』なのであり、兵士の本来的な任務ではない(四一頁)と述べた。この注は、拙稿本文の主張を補足するとともに、守衛・修理などの「雑使」を兵士の主要業務とみる野田説が根本的に誤っていることをはっきり示すためであった。

以上の私の見解、すなわち兵士国内上番の主要任務は訓練であり、令条に規定された兵士使役は従属的・副次的な「雑使」であるという見解は、その後、学界の共通認識として定着したものとばかり思っていた。

ところが近年、中尾浩康氏は「延暦一一年の軍制改革について」⁸において私見に批判を加え、私が引用した「令条以外、不得雑使」の文言は「『令条に定められていること以外に、雑事に使役するな』と解釈するのが妥当であり」(五八頁)、国内上番時の兵士の「役務」(中尾氏は「役務」と呼ぶ)のうち、訓練と守衛・修理・追捕・通送などの「いづれか一方を強調しすぎるのは適切ではなく」(五五頁)、訓練も守衛・修理その他もどちらも「明確に令条に規定されており、当然それらは『兵士の本来的任务』に該当する」(五八頁)とし、「雑使」とは「私業的な使役行為のことを指す」(五九頁)と論じた。訓練と守衛・修理・追捕等の「役務」を同等の重要性を有する任務とするともに(そのうち兵士が専従する守衛と訓練を最重要とし、両者のうち兵士廃止によって代替措置がとられた守衛をさらに最重要とする)、私の「令条以外、不得雑使」の解釈が誤りであるとするのである。このような基礎的な史料解釈において私見に綻びがあるのであれば、私の律令軍制論は根源的な問題を孕むことになる。たしかに氏の逐語訳は誤りとはいえない。だ

が後に詳論するように、記事全体の解釈(内容理解)において氏は根本的に間違っている⁹。

その後も私見を批判しつつ訓練と訓練以外の守衛・修理などが同等の重みを持つ兵士の中心任務であったとし、訓練の重要性を相対化するとともに軍団の主たる設置目的を国内治安維持とする論文があいついで発表されている。佐々喜章氏「軍団兵士制の展開について」¹⁰は、私見を批判しつつ中尾氏と同じく「平時における最重要任務が、訓練と国府などの守衛であった」と訓練・守衛同等論を述べ、吉永匡史氏「律令軍団制の成立と構造」¹¹にいたっては、野田氏の研究を高く評価しつつ、中尾氏が作成した兵士「役務」表によって、「平時における兵士の主要任務」は「兵士たる大前提である軍事訓練を除くと、(守衛・守固、修理・修営、防援・通送・追捕の)下向井が論旨から補う)いずれの職務も国司の地方支配に必要な治安維持活動」(四五頁)、「日常的な『糺察』活動」¹²であると述べる。吉永氏は、国府や軍団兵庫の守衛、兵庫や武器や堤防の修理まで、「国司の地方支配に必要な治安維持活動」に拡張解釈してしまつた。これでは四〇年前の野田嶺志氏の見解まで逆戻りである。ついでに「兵士たる大前提である軍事訓練」についての吉永氏の理解を引用すれば、「平時における軍団兵士の軍事訓練は、(『将来の征行のためというより』)要害防守等の日常的な『糺察』活動の他、現行政府を脅かす反乱や他国からの侵略への即時的対応といった、統治維持のための軍事活動に必要なレベルに維持することが第一であり、その維持が征行において高い戦闘力を発揮する基盤になる」(四六頁)、「平時において重要なのは、所々で守固する際に起こり得る不測の事態に対応する個別軍事対応能力である」(四四頁)という。年間六〇日間の訓練(その間、吉永氏によれば、追捕・守衛・修理・通送など種々の勤務が

ある)で習得される、「日常的な『糺察』活動」から「現行政府を脅かす反乱や他国からの侵略への即時的対応」を可能にする訓練とは、どのような内容の訓練なのだろうか(対テロ特殊部隊かレンジャー部隊の訓練を連想してしまいそうである)。年間最大で六〇日間しか訓練を受けない徴兵制軍隊の公民兵士に、そのような即時的対応能力のある高度な戦闘技術を習得させることは不可能であろう。私には吉永氏がどのような訓練を思い描いているのか想像できない。

かつて私が胡口靖夫氏・北啓太氏等の論争をも意識しながら明らかにした軍団兵士の「陣法」訓練は、「要害防守等の日常的な『糺察』活動」の他、現行政府を脅かす反乱や他国からの侵略への即時的対応といった、統治維持のための軍事活動に必要なレベルに維持する「訓練とはほど遠い、五〇人一隊の単位集団(前列五楯二五人、後列五楯二五人)が整列し、鼓吹の演奏(信号)にあわせて一糸乱れず進退動静することをめざす歩兵集団訓練であった。このような戦闘隊形と進退動静の「陣法」訓練に武芸訓練が結合されて律令軍制の基本戦術は構成されていた。訓練システムは想定する戦争に対応している。訓練制度の実証的研究は、律令軍制が新羅正規軍との大規模歩兵集団戦を想定して建設された軍隊であることを教えている³³。それは、兵部省による全国「公私馬牛」「公私船舶」データの集中管理が、大規模遠征・大規模渡海作戦を想定しているのと同じである。私見に対する批判者たちは兵士(と軍毅)しか見していない。徴兵システム・訓練システム・管理システム・動員システムの全体構造の中に兵士を位置づけなければ、軍団兵士制の現実の姿は浮かび上がってはこないのである。

以上みてきたように、近年、かつて私の手で否定・克服されたはずの、律令軍制を軍団兵士制だけに還元してとらえる単純素朴な「兵士守衛任

務」国内治安維持」論が、息を吹き返してきたといつてよい。日本律令軍制研究は時計の針を四〇年前に戻すアナクロニズムに陥ってしまったようだ。このまま沈黙しては、下向井学説は「ますます成立し難いように思われる」として葬り去られかねない。些末な議論に首をつっこみたくはないが、「令条以外、不得雑使」の文言の解釈が、律令軍制をいかに認識するかという根本問題に関わってきたようなので、今一度、私の理解を丁寧に説明して、日本律令軍制に関する最近の議論の方向を正しい軌道に戻したいと思う。この作業は、なんら新しい見解を提示するものではなく、かつての私見を再確認するにすぎないものであったが、それでも考証するなかでいくつかの小さな事実について発見があったことがせめてもの収穫である。

二、兵士の「令条内雑使」

問題にしている「令条以外、不得雑使」の文言を含む『続日本紀』慶雲元年(七〇四)六月丁巳条三三の全文は次の通りである。議論を複雑にしないために、後半の、関を抱える国の関守備に関する付則規定については、ここでは検討の対象からはずすことにする。

勅、諸国兵士、団別分為十番、每番十日、教習武芸、必使齊整、令条以外、不得雑使、其有関須守者、隨便斟酌、令足守備、

何度も繰り返すが、私は前稿で、この勅の眼目が国内上番「軍団兵士交替訓練規則の制定であり、「令条以外、不得雑使」の規定は、兵士を訓練に専念させるため、令条で認められた「雑使」以外の「雑使」を禁じたものである」ととらえた。本稿では「令条に認められた雑使」を「令

「令条外雜使」と呼び、令条に明確な規定を持たない雜使を「令条外雜使」と呼ぶことにする。軍団兵士の「令条内雜使」とはなにかという、軍団兵士に関する諸研究が必ず列挙する、養老令の軍防令・營繕令・獄令などの条文（それは対応する大宝令条文を継承している）に明示された兵士使役規定のことである。前稿では、先行研究が繰り返し挙示したり表示したりしているので史料をあげては論じなかつたが、本稿では、關係条文を列挙してから論を進めることにする。なお条文には、必要な部分に限って義解を挿入してある。

①軍防令39軍団置鼓条

凡軍団、各置鼓二面、大角二口、少角四口、通用兵士、分番教習、

倉庫損壞須修理者、十月以後、聽役兵士、謂、役上番兵士、凡諸条称役兵士、令修理之外、亦不合役兵士也

②軍防令53城隍条

凡城隍崩頽者、役兵士修理、謂、隍者、城下坑也、役兵士者、役上番之兵士也若兵士少者、聽役随近人夫、

遂閑月修理、其崩頽過多、交關守固者、随即修理、役訖具録申太政官、所役人夫、皆不得過十日、

③營繕令8貯庫器仗条

凡貯庫器仗、有生洪綻斷者、三年一度修理、若經出給破壞者、並随事料理、在京者、所須調度人力、申太政官处分、在外者、役当処兵士及防人、調度用当国官物、

④軍防令6兵士備糶条

凡兵士、人別備糶六斗、塩二升、并当火供行戎具等、並貯当色庫、若貯經年久、壞惡堪、即廻納好者、起十一月一日、十二月三十日以前納畢、每番於上番人内、取二人守掌、不得雜使、行軍之日、計火

出給、

⑤軍防令54置関条

凡置関守固者、並置配兵士、分番上下、其三関者、設鼓吹軍器、国司分当守固、所配兵士之數、依別式、

⑥營繕令13有官船条

凡有官船之処、皆逐便安置、並加覆蓋、量遣兵士看守、随壞修理、不堪料理者、附帳申上、其主船司船者、令船戸分番看守、

⑦獄令20徒流囚条

凡徒流囚在役者、囚一人兩人防援、在京者、取物部及衛士充、一分物部、三分衛士、在外者、取当処兵士、分番防守、

⑧軍防令64蕃使出入条

凡蕃使出入、伝送囚徒及軍物、須人防援、皆量差所在兵士运送、

⑨營繕令16近大水条

凡近大水、有堤防之処、国郡司、以時檢行、若須修理、每秋収訖、量功多少、自近及遠、差人夫修理、若暴水汎溢、毀壞堤防、交為人患者、先即修營、下拘時限、应役五百人以上者、且役且申、若要急者、軍団兵士亦得通役、謂、上番之兵士也、所役不得過五日、

すなわち私が「令条内雜使」とするのは、①軍防令軍団置鼓条の「上番兵士」による軍団兵庫の修理、②軍防令城隍条の「上番之兵士」による城隍の修理、③營繕令貯庫器仗条の「当処兵士」による軍団兵庫収蔵兵器の定期修理と使用中破損兵器の修理、④軍防令兵士備糶条の「上番人」二人による軍団兵庫の守掌、⑤軍防令置関条の「兵士」による管内関の守固、⑥營繕令有官船条の「兵士」による官船の看守と修理、⑦獄

令徒流囚の「当処兵士」による管内徒流囚人の防守、⑧軍防令蕃使出入条の「所在兵士」による蕃使・囚徒・軍物などの運送護衛、⑨營繕令近大水条の「上番兵士」による堤防毀壞の緊急修理、である。なお中尾氏以下の諸研究が令条に規定された兵士の任務とする訓練と罪人追捕については、後述するように、これらの令条の規定と同一性格の兵士使役規定とはみなしえないので、「令条内雜使」からははずす。また同じく諸研究が令条規定の兵士任務に準じて扱っている国府守衛は、令条に明確な規定がないから「令条内雜使」ではない。

これら「令条内雜使」をさらに整理すれば、A軍事施設(兵庫・城隍・関)・軍事手段(兵器・官船)の修理・守衛、B獄舎の守衛、C蕃使(新羅使)・囚人・軍事物資の運送、D緊急堤防修理、ということになる。令条で使役が認められているといっても、「十月以後」(①)という季節的限定(これについては中尾氏も指摘)、「上番兵士」(①②④⑨)という使役対象の限定¹⁵、「聴」(①)、「得」(⑨)の許可文言に示されているように、兵士を規制の枠内で限定的使役を認めるという法意が伝わってくる。それは①軍防令39軍団置鼓条の義解が、「謂、役上番兵士、凡諸条称役兵士令修理之外、亦不合役兵士也」、すなわち「諸条」が修理に使役させることを認めているもの以外には「上番兵士」を使役してはいけない、と解釈していることとも符合する。義解は「修理」に代表させているが、それは兵庫修理についての義解であるからであって、兵庫守衛などにも適用されるとみてさしつかえあるまい。慶雲元年(七〇四)勅の「令条以外、不得雜使」と、この義解の「諸条称役兵士令修理之外、亦不合役兵士也」は、私には同じことを言っているようにみえる。

すなわちこれら令条の兵士使役規定は、兵士にとって中心任務という

ものではなく、必要だから使役しなければならないがあくまでも限定的副次的任務、すなわち「令条内雜使」なのである。それは、兵士の中心任務がこれら令条の兵士使役規定以外にあるからにほかならない。すなわち、兵士の中心任務は訓練であり、訓練に専念させるために「雜使」に制限を加えているのである。それが「令条以外、不得雜使」の法意であった。しかしこの程度の説明で納得してくれるようなら、私見が批判されることはなかったはずである。さらに委曲を尽くしてねばり強く論じていかなければなるまい。

ところで「令条以外、不得雜使」の逐語訳は、中尾氏の言うとおり「『令条に定められていること以外に、雜事に使役するな』と解釈するのが妥当」(五八頁)であるが、私は同じ逐語訳をしたうえで、「令条に定められている雜使以外の雜使に使役するな」と、より厳密に解釈したのであった。問題は「令条に定められていること」が何かということである。中尾氏は「令条」の内容が、あたかも自明であるかのように、令条に何らかの規定を持つ訓練・守衛・修理・追捕などのすべてを「明確に令条に規定され」た「兵士の本来的な任務」(五八頁)と解釈したのである。氏によれば守衛・修理は訓練や罪人追捕と同等の「役務」なのであり、「雜使」などではないというわけである。

しかし厳密に言えば、兵士訓練については、上記の令条に規定された兵士使役(「令条内雜使」と同等の明確さでは令条に規定されていないし、国府守衛については令条にまったく規定はない¹⁶)。さらに罪人追捕への兵士動員も私見によれば令条に明確に規定されているわけではない¹⁷(この点については後述)。令条に規定されていることが兵士「役務」のすべてであるとするのなら、令条にまったく規定がない国府守衛は兵士の本来の任務ではない、ということになる。これは揚げ足取りで

はない。後述する私の理解に立つてはじめて、令条にない国府守衛を兵士の任務として正しく位置づけることができるのである。

中尾氏にあつては、「雑使」は「令条」と切り離されて、「令条」とは全く関係のない「私業的な使役行為」（五九頁）、史料がいう「非理使役」（『類聚三代格』延暦十一年（七九二）六月七日官符）、「自恣驅役」（『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）三月十六日条）ということになる。私見の場合、訓練こそすべての兵士が専念すべき主要任務、守衛その他は最小限にとどめるべき「雑使」（副次的任務）である（私が「本来的」「本来的でない」といったのはそういう意味である）。私見では「雑使」自体は不法なものではなく、「令条内雑使」（以下検討するように、職員令には下級職員の正規の雑使についていくつかの箇所規定している）と「令条外雑使」があり、国内上番兵士の場合、使役が認められているのは「令条内雑使」だけで、「令条外雑使」は「公役」（令条に規定をもたない公的「雑使」があることは後述）であろうが「私役」（「非理使役」）であろうが禁じるといふことである。

この中尾氏と私の見解の相違をあいまいなままにしておいてはいけな
い。どちらの解釈が正しいか決着しなければならぬ問題である。そこ
で迂遠なようではあるが、次節では兵士関係に限ることなく、令条に
「雑使」がどのように規定されているか、それが集解などでどのように
解釈されているか検討することによって、私の解釈を補強していこう。

三、令条にみる「雑使」について

令条にみえる「雑使」、およびこれとほぼ同義と思われる「雑驅使」の用例は以下のとおりである。

A 凡衛士者、中分、一日上一日下、謂、無事、故日者、每下日、即令於当府教習弓馬、用刀弄槍、及發弩拋石、至午時各放還、仍本府試練、知其進不、即非別勅者、不得雜使、

（軍防令11衛士上下条）

B 医針生、按摩呪禁生、專令習業、不得雜使、

（医疾令15医針生等不得雜使条逸文）

C 内舍人九十人、掌、帶刀宿衛、供奉雜使、若駕行分衛前後、

（職員令3中務省条）

D 凡兵士、人別備備六斗、塩二升、并当火供行戎具等、並貯当色庫、

若貯經年久、壞惡不堪、即廻納好者、起十一月一日、十二月三十日

以前納畢、每番於上番人内、取二人 守掌、不得雜使、行軍之日、

計火出給、

（軍防令6兵士備備条）

E 凡牧馬、応堪乗用者、皆付軍団、於当団兵士内、簡家富堪養者充、免其上番及雜驅使、

（厩牧令13牧馬応堪条）

Aは衛士の勤務規定である。衛士は二交代制で警衛勤務につき、一日警衛勤務（上日）をしたら、次の一日は非番（下日）とする。しかし非番の日は休日ではなく、本府練兵場で午前中訓練を受け、午後には放還される。本府はどのように訓練を施した衛士を「試練」し、その練度をチェックする、とする。そして非番中の衛士は訓練に専念させるため「別勅」がなければ「雑使」してはいけない、と規定する。すなわち衛士の場合も、軍団兵士と同様、「雑使」禁止は訓練に専念させるためであることがわかる。また衛士の在京勤務の場合、使役が認められているのは

「別勅雑使」だけであつたことがわかる。『延喜式』から衛士の「別勅雑使」にあたると思われるものをいくつかあげれば、御書の虫干し（圖書寮）、節会の日の祿の運搬（左右衛門府）、伊勢斎内親王初斎の時の炬火（同上）などである。

「非別勅者、不得雑使」が「令条以外、不得雑使」と構文が似ていることにも注意しなければならない。「非別勅者」が「別勅に非ざれば」すなわち「別勅で命じられた雑使以外は」であることは疑問の余地はなく、そうであるなら「令条以外」を「令条に規定された雑使以外は」と読むべきであることもまた、私には疑問の余地のないものと思われる。令条の法意は、衛士は訓練に専念させ、「雑使」は「別勅」だけに限定せよ、ということであり、慶雲元年六月三日条の法意も、兵士は訓練に専念させ、「雑使」は令条で認められたものだけに限定せよ、ということなのである。これらから「雑使」には「令条で認められた雑使」すなわち「令条内雑使」と「別勅で命じられた雑使」すなわち「別勅雑使」などの「令条外雑使」があつたことも確認される。

Bは医針生らにその芸業教習に専念させ、「雑使」させてはいけない、とする。この医針生を芸業に専念させるための「雑使」禁止規定は、兵士・衛士を訓練に専念させるための「雑使」制限規定よりもさらに徹底した、特例を認めない「雑使」全面禁止である。

Cは内舍人九〇人の職掌を、「帯刀宿衛、供奉雑使、行幸分衛」としており、「供奉雑使」を集解讃説は、天皇の命によつて「内外」に「供奉」することであると説明し、その「一端」として以下の令条四ヶ条をあげている。

①宮衛令19献軍器条 凡有献军器戎仗等、即令内舍人随献人将入、

本条について集解によれば、勅命によつて「兵庫」または「臣下」から器仗（武器）を献上させる場合、古記では内舍人が器仗を持つて参入するとあり、穴説では内舍人が器仗を持つ「献人」（「庫司」または「物主」）を随えて参入するとみえる。両説で解釈が分かれるが、いずれにしても内舍人が器仗を天皇に献上するために参入することが「供奉雑使」なのである。正月七日の白馬節会で兵部省が天皇に弓を献上する御弓奏を内舍人が奏するのは（『延喜式』中務省）、この条文と関連するであろう。また『延喜式』（兵部省）で諸国が製作・提出した様（サンプル）器仗を兵部省と兵庫寮が品質チェックして国解文を副えて天皇に奏進するとしているのも、この令文にしたがえば奏進するのは内舍人ということになる。

②軍防令18節刀条 凡大将出征、皆授節刀、辞訖、不得反宿於家、其家在京者、毎月一遣内舍人存問、若有疾病者、給医薬、凱旋之日、奏遣使郊劳、

本条は、征討軍の将軍が天皇から節刀を賜与され辞見してからは自邸に帰つてはいけない。天皇は将軍留守宅に月一回、内舍人を遣わして「存問」（慰問）し、その家に疾病者がいれば医薬を支給する、としている。内舍人が将軍留守宅を慰問することが「供奉雑使」なのである。

③軍防令19有所征討条 凡有所征討、計行人、満三千以上、兵馬発日、侍従充便、宣勅慰劳発遣、其防人満一千以上、発日遣内舍人発遣、

本条は、三〇〇人以上の征討軍派遣の場合、天皇は出陣式に侍従を遣わし、勅を宣して慰勞して出陣させる。一〇〇〇人以上の防人が難波から出發するときは、内舎人を遣わして同じく勅を宣して慰勞して出發させる、とする。防人たちへの「宣勅慰勞」が「供奉雜使」なのである。

④公式令56諸王五位条

凡諸王五位以上、諸臣三位以上、致仕身在畿内、毎季、五位以上、毎年、並令内舎人一巡問、奏聞安不、

本条は、諸王五位以上・諸臣三位以上の致仕者のうち畿内在住者については四季ごとに、諸臣五位以上は毎年、内舎人を巡回させてその安不を存問させ、天皇に奏聞すること、とする。諸王諸臣五位以上致仕者への巡回存問が「供奉雜使」なのである。

以上の令条に規定された天皇の勅命により供奉する内舎人の職務（器仗献上・將軍留守宅存問・防人出發式存問・致仕者安不存問）が「雜使」なのであり、令条に規定されていることから前記した「令条内雜使」ということになる。内舎人の「供奉雜使」のうち、これら「令条内雜使」はあくまでもその「一端」であった。そのほか、たとえば『延喜式』をみれば、十二月晦日の追儺で親王・大臣已下次侍従已上とともに中務丞録および内舎人・大舎人が諸門に分配され（太政官式・中務省式）、出雲国造による神壽辭奏に内舎人が奉仕し（中務省式）、毎月十五日に内舎人を遣わし常住寺十禪師を勞問し修法行事を奏させ（同上）、十二月の荷前使に内舎人も随行することになっていた（同上）。これらはAを準用していえば令条に規定されていない「別勅雜使」である。Dは、国内上番中に兵庫守掌の任につく兵士は「雜使」させてはいけ

ないとする。国内上番とは、後述するように各軍団兵士一〇〇〇人を一〇番に分け、一番一〇〇人一日ずつ交替で各番六回六〇日間、軍団で合宿勤務するものである。したがってこの条文の法意は、一番一〇〇人のなかから二人（ということは一隊五〇人から一人）を連続する一〇日間の兵庫守衛勤務に宛てよ、この二人を他の「雜使」に使ってはならず兵庫守衛に専念させよ、ということになる。中尾氏はこの規定について、「（兵庫）『守衛』が上番兵士の掌るべき職務であることが明示されており、またそれが『雜使』の概念の中に含まれていないことを読み取ることが出来る」（五八頁）とする。そうだろうか。兵庫守衛という特定の任務を指す場合、それを「雜使」と指称しないのは、内舎人の雜使を具体的に示す場合、器仗献上・將軍留守宅存問・防人出發式存問・致仕者安不存問とするのと同じである。兵庫守衛の任務に就く兵士については、守衛任務に専念させるために「令条外雜使」はもちろんのこと、兵庫守衛以外の「令条内雜使」も禁ぜられていたということである。

Eは牧馬を支給された軍団兵士すなわち騎兵には、国内上番六〇日と「雜驅使」を免除する、というもの。この「雜驅使」は「雜使」とほぼ同義であるとみてよいが、兵士が上番中に使役される「雜使」だけではなく、国司郡司が国内正丁に課する「雜驅使」も含んでいるだろう。各自、六〇日間、自宅周辺での騎馬訓練に専念せよということである。このように騎兵には国内上番中の一般兵士に課せられる令条内雜使が免除されたのであるが、雜使免除を明確に規定しているところに騎兵の特権的地位がうかがわれる。

諸国騎兵は行幸や新羅使迎接に供奉している。行幸供奉は、たとえば『統日本紀』文武三年（六九九）二月二十三日条「詔免從駕諸国騎兵等今年調役」、同慶雲三年（七〇六）十月十五日条「從駕諸国騎兵六百六

十人。皆免庸調井戸内田租」などであり、供奉した褒賞として調庸が免除されている。また和銅七年（七一四）十一月十一日、新羅国が阿漚金元静等二十余人を遣わして朝貢してきたとき、畿内七道騎兵九百九十人を徵発して「入朝儀衛」に備えさせており、十二月二十六日の「新羅使入京」のさい、従六位下布勢人・正七位上大野東人が騎兵一七〇人を率いて「三崎」に迎えている。

騎兵の行幸供奉は、上記のように調庸免除の特典を伴う名譽ある役であり、「雑使」には含まれないと思われ、雑使免除特権とは矛盾するものではない。問題になるのが、騎兵の新羅使迎接と「令条内雑使」である軍防令64蕃使出入条の蕃使通送との関係である。騎兵は「令条内雑使」が免除されているから、新羅使迎接が蕃使通送にあたるのなら、規定違反ということになる。しかし蕃使通送役は、主として新羅使が山陽道を陸路入京するさい、通過する路次の国々の国司が新羅使を兵士を徵発して次の国まで通送するものであるから、諸国騎兵が京まで動員され新羅使を迎える任務は、通送役とは異なるとみていい。騎兵の新羅使迎接役は行幸供奉と同様の名譽の役だったのである。

以上、令条の「雑使」文言について煩瑣な検討を加えたが、意図するところはいうまでもなく、「令条以外、不得雑使」を嚴格に解釈するためであった。この検討によって、令条に規定された兵士使役規定が「令条内雑使」であり、「令条内雑使」以外の雑使を禁止するというのが「令条以外、不得雑使」の法意であることは、もはや議論の余地のないものと断じてよいと思う。「令条内雑使」はあくまで雑使であり訓練と同等ではなく、当然であるが平時の兵士の中心任務は訓練であった。このことは、私からみればあまりに自明なことであるが、学界で十分な理解が得られていないことが残念でならない。

四、国内上番と国府守衛

(1) 軍防令と兵士訓練規定

私は、ここまで論じてきた兵士の「令条内雑使」から国府守衛と罪人追捕を除外してきた。「令条内雑使」のなかに国府守衛を含めなかったのは、先にも指摘したように国府守衛について令条に規定がないからである。捕亡令の罪人追捕については令の本文では「率随近兵及夫」（捕亡令2有盜賊条）、「所發人兵」（捕亡令3追捕罪人条）とあるだけで、「兵士」と明記してはいない。罪人追捕における「兵」が兵士を意味する語ではなく、武装した追捕要員を指す語であることについて、私は他の機会に何度も述べているが²⁰、これまた、いまだ十分な理解を得ていないようなので、六節で再論する。

さて天平十一年（七三九）の兵士暫停にあたって、白丁を徵発して「国府兵庫」を「作番」守衛させ（『続日本紀』同年六月二十二日条）、また延暦十一年（七九二）兵士制廃止と同時に置かれた健児の主要任務は、「兵庫鈴藏及国府等類」の「作番」「守衛」であった。これらの記事で国府守衛は「令条内雑使」である兵庫守衛と並列されている。常識的にみて国府の守衛は兵士の守衛任務のなかで最も重要なものであると考えられるが、しかしこの任務について、軍防令にも養老令の他の編目にも何も規定されていないのである。とするなら兵士の国府守衛任務は「令条以外」の任務といわざるをえない。中尾氏が、この令条に明確な規定を持たない国府守衛を、令規定の兵士の役務「守固・守衛」と一体視しているのは、明らかな誤りである。

なぜ国府守衛について令条に規定がないのかは、兵士の訓練勤務が令条に規定されていないことと密接に関わっているので、この問題から検

討していこう。

私はこれまでの研究で、平時の兵士の中心的任務は訓練であり、訓練に専念させるために「雑使」に制限を加えていると主張してきたが、この稿を準備しながら、兵士の訓練について軍防令に具体的な規定がないことに対して十分な目配りをしてこなかったことに気が付いた。たしかに軍防令には鼓吹について兵士を「分番教習」すること（39軍団置鼓条）、弩手の「教習」にあたって弓箭を持たせないこと（9赴教習条）、衛士の武芸「教習」（11衛士上下条）についての規定はあるものの、肝心の軍団における兵士訓練（武芸・陣法）について具体的に規定した条文はないのである。職員令79軍団条には「大毅一人、掌、檢校兵士、充備戎具、調習弓馬、簡閱陳列事」とあり、軍団指揮官である軍毅の職掌の一つが兵士に訓練を施すことであることを示しているが、訓練方法・訓練内容についての具体的規定ではないし、兵士の任務として訓練について明確に規定したものではない。「雑使」であるといえども兵士の任務として明確に規定している守衛や修理に関する条文とは明らかに異なるのである。

このように兵士の訓練任務について軍防令は積極的には規定していないといつてよく、令条の規定の有無だけでいえば、厳密には兵士の訓練任務は「令条以外」ということになってしまう。律令軍制研究・軍団兵士制研究のなかで訓練の研究が遅れたこと、訓練研究の重要性が主張されるようになったのが比較的最近であることも、軍防令のなかに具体的な兵士訓練規定がないことと関係している。本節では、訓練と国内上番との関係、国司の試験Ⅱテストと国府守衛との関係について、それが令条に明確な規定をもたないことの意味するところを含めて検討する。

軍防令は軍団兵士の一部が上京して勤める衛士について、「毎下日、

令於当府教習弓馬、用刀弄槍、及発弩抛石、至午時各放還、仍本府試練、知其進不」（11衛士上下条）と規定し、本府で「弓馬、用刀弄槍、及発弩抛石」の「教習」Ⅱ訓練を受け、訓練の成果を本府が「試練」Ⅱテストして習熟度をチェックするとしている。軍団で訓練を受けた兵士が上京して衛士になるわけであるから、兵士訓練と衛士訓練がまったく別個の内容であるはずはなく、基本的には共通の訓練内容であったとみられる。したがって兵士の武芸訓練の内容は衛士と同じく「弓馬、用刀弄槍、及発弩抛石」であったとみてよい。

天平勝宝五年（七五三）十月二十一日太政官符の「其番上兵士集国府

日、 止節度、兼擊劍弄槍、發弩抛石」という記事は、

軍団兵士の場合も、「番上兵士」が国府に集まる日に国司から訓練成果のテストを受けるといふ、基本的に衛士の場合と同様の訓練・試練・評価システムが存在していたことがわかり、「擊劍弄槍、發弩抛石」という軍団兵士の武芸教習内容は、衛士の「用刀弄槍、及發弩抛石」という武芸教習内容と同じである。軍団兵士と衛士の訓練内容は基本的に同一であり、基本的に同じ訓練・試練・評価方式だったのである。

防人の場合も、『続日本紀』天平宝字元年（七五七）閏八月二十七日条に「依式鎮戍、其集府之日、便習五教、事具別式」とあるように、大宰府に集まる日に「五教」を教習することになっており、その具体的な内容は「別式」に規定してあるとしている。防人が大宰府に集まる日というのは、兵士が国府に集まる日、衛士の「本府試練」に対応しており、大宰府で防人の日常的訓練成果の試験Ⅱテストが行われていたことを想定してよい。衛士・防人・軍団兵士を貫く共通の訓練・試練・評価の細則が「別式」にほかならない。養老令諸条にはしばしば「別式」の存在を明記している。軍防令には訓練に関する「別式」について明記はして

はいないが、「別式」の存在を想定しなければ軍団での兵士訓練は成り立たない。

以上のように、軍防令は兵士の平時勤務の中心が訓練であることを自明の前提として構成されており、その訓練マニュアルが「別式」にほかならないのである。

なぜ軍防令に軍団兵士の平時の最重要任務である訓練について明確に規定しなかったのだろうか。第一に想定されるのは、唐軍防令における禁衛軍の供給母体である折衝府の編成に関する規定を、日本軍防令が外征軍編成母体である軍団兵士制の編成に関する規定として継受したことから、訓練に関する対応条文を衛士の訓練規定として立条してしまい、軍団兵士の訓練規定としなかったという立法上の不手際である。しかしそうだとすると、「毎下日、令於当府教習弓馬、用刀弄槍、及発弩抛石、至午時各放還、仍本府試練、知其進不」という衛士訓練の内容はあまりに一般的であつて、これをもつて具体的訓練規定とするわけにはいかない。

第二に想定すべきは、軍事訓練が律令軍制の基本戦術に関わる軍事機密に属する事項であるから、あえて軍防令には具体的に規定しなかったのではないかとということである。日本軍防令が軍事訓練を機密事項として軍防令の規定からはずし「別式」を用意したのなら、唐軍防令も同様であつた可能性が高いのではないか。私はこの第二の想定をとりたい。

(2) 国内上番と兵士訓練

ここであらためて兵士の「国内上番」とは何かについて令条をたどってみよう。興味深いのは国内上番についても積極的な規定が何もないことである。すなわち、衛士・防人・征討から還郷した兵士は、その年限だけ「国内上番」が免除される(軍防令14兵士以上条)。また騎兵に指

名され馬の飼養と調練を義務づけられた兵士には「上番」が免除されており(厩牧令13牧馬応堪条)、古記はこの「上番」を衛士・防人上番ではなく「国内上番」とし、義務も同様の解釈をしている。城隍が破損した場合には兵士を修理に使役することを認めているが、義務は使役する兵士を「上番之兵士」とする(軍防令53城隍条)。軍団庫(兵庫)守衛は「上番人」から二人(軍防令6兵士備補条)、軍団倉庫修理も義務によれば「上番兵士」を役すとし(軍防令39軍団置鼓条)、堤防決壊応急修理に軍団兵士を使役するのも義務によれば「上番之兵士」である(管繕令16近大水条)。

以上、令条や義解では「国内上番」を免除するとか「上番兵士」のなから使役するといっているものの、「国内上番」が具体的にどういう勤務なのかについては積極的には何も述べていないのである。「国内上番」が修理・守衛など「雑使」の総和ではないことは、第二節で述べたように、修理・守衛が上番中の兵士を使役してもよいという限定的許可規定であることから明瞭である。「国内上番」には令条には明示されていない本来の勤務があつたのである。その本来の勤務こそ訓練なのである。軍防令に「国内上番」についての具体的規定がないことは、軍事訓練に関する具体的事項を令条に規定しなかったことと同じことである。

さて、軍防令に規定のない「国内上番」についての細則(「別式」)が、本稿で問題にしている『続日本紀』慶雲元年(七〇四)六月丁巳条(三三)「勅、諸国兵士、団別分為十番、每番十日、教習武芸、必使齊整、令条以外、不得雜使」の記事である。①各軍団定員一〇〇〇人を一〇番に分け、一番一〇〇人一〇日ずつ交替で各番六回六〇日間、軍団に勤務させる。②上番中は武芸教習(陣法教習も含む)に専念させ、全員が一定の水準になるまで均質に訓練せよ。③「令条内雜使」以外には雜使させて

はいけない。これこそ軍団兵士の「国内上番」規定である。大宝令制定から三年たつてからこの「国内上番」規則が制定されているのは、それ以前に「国内上番」規則がなかったということではない。

持統三年（六八九）閏八月十日、諸国に詔して戸籍作成を命じるとともに、戸籍（庚寅年籍）作成と同時に徴兵するよう命じた（『日本書紀』）。飛鳥浄御原令にもとづいて籍帳制と徴兵制（律令兵士制がスタートを切ったのである。初めての徴兵にあたって、持統三年詔は「其兵士者、毎於一國四分而点其一令習武事」と四番編成で武芸教習（訓練）を行うよう命じている。慶雲元年勅以前は持統三年詔で定められた四番編成の「国内上番」規則だったのである。持統三年段階には軍団制はまだ成立していなかった。律令兵士制の創始と軍団制の創設は同時ではないのである。すなわち持統三年詔は兵士制が発足した段階での評造軍（評制軍）兵士の「国内上番」規則なのである。標準的軍団一〇〇〇人は五〇戸一里の原則からいえば二〇里分の徴兵人数ということになり、養老令の郡の等級規定からみて、標準的軍団はおおむね二つから四つの郡で徴兵された兵士で構成されることになる。評領域がほぼそのまま郡領域に移行したとすれば、一軍団は大宝令制以前の評造軍（評制軍）二個（四個を統合した規模であるといえる。したがって評制軍は二〇〇人（六〇〇人程度）の規模の兵士集団だったことになり、慶雲元年制のような一〇番編成では一回の訓練集団の規模はせいぜい二〇人から六〇人の小規模な単位となつてしまい、軍団同様五〇人一隊が基本的戦闘単位であったなら、二〇〇〜三〇〇人規模では訓練単位としては適当ではない。持統三年制の四番編成（四交代制）の国内上番は、このような評造軍（評制軍）の規模に照応していたのである。

軍団での訓練内容については前稿で述べているので（二）では簡単に再

論するにとどめる。兵士たちには「国内上番」期間中（標準軍団では二隊一〇〇人が連続する一〇日間を六回、計六〇日間）、軍団内兵營で合宿し、軍団指揮官の軍毅、各級単位集団の長の指導のもとに、全国共通マニユアル「陣法式」にもとづく整列・行進などの基本動作・基本隊形・進退動静の訓練、全国共通マニユアル「教習武芸式」にもとづく弓射・撃劍・弄槍・抛石・発弩などの基本戦技の訓練、全国共通マニユアルにもとづく敢闘精神・皇軍意識などの精神教育が、年間計画（プログラム・カリキュラム）にしたがって施される。訓練内容も「別式」に規定されていたのである。雑使が最小限度に規制されているのは、兵士たちにこのような年間計画にしたがって計画的訓練を施すためであった。

「陣法式」は「鼓吹司陣法式」とも呼ばれており、九世紀中葉に成立した『儀式』所収の「三月一日於鼓吹司試生等儀」は鼓吹司所属の鼓吹生の試練（テスト）であり、時報・起床・着装・集合から行進・布陣・戦闘開始・戦闘停止・帰陣・解散に至までの律令軍制の「陣法式」の基本パターンを再現している。天武十年（六八二）三月二五日、天皇臨席のもとで鼓吹試練が行われ、同十二年十一月四日、諸国に詔して「陣法」を習わせ、持統七年（六九三）十二月二十一日、陣法博士を諸国に遣わし教習させている。「陣法式」は天武朝に制定され、改訂整備されながら軍団兵士制の訓練マニユアルになっていったと考えられる。「教習武芸式」は私が便宜的に名付けたものであるが、「陣法式」と同時並行して整備されていたものと思われる。

（3）国府守衛と兵士試練

さて天平勝宝五年官符で「番上兵士集国府日」というのは、軍団での「国内上番」中に訓練を受けた兵士がさらに国府に集合して国司から試練（テスト）を受けることである。『延喜式』（兵部省）によれば、大

宰府管内諸国では毎郡二町「射田」を置き、国司が「上番兵士」を毎日二〇人まで、一人につき一〇箭射させて「簡試」し、「能射人」に「射田」の地子で交易した「軽貨」（絹など）を褒賞として給与する「国司簡試上番兵士」制という試練・評価・褒賞システムがあった。『延喜式』段階には一般諸国の軍団兵士制はすでに廃止されていたので大宰府管内諸国の射田が取り上げられているのであるが、この条文のなかに「自余有兵士国、毎郡置一町」とあることからうかがえるように、この試練・評価システムは軍団兵士制存続期には全国的規模で施行されていたのである。射田地子による褒賞は、天平勝宝六年（七五四）十月十日の「畿内七道諸国」への「射田」設定指令によつてはじめられたものであり（『続日本紀』）、この射田設置指令が前年の天平勝宝五年官符の国府における試練強化指令に対応する政策であることはいうまでもない。天平宝字八年（七六四）九月、最高軍事指揮権を回収した孝謙上皇と対立を深める仲麻呂は、最高軍事指揮権がないまま軍事力を結集する手段としてこの「国司簡試上番兵士制」を利用しようとした。『続日本紀』天平宝字八年九月十八日条に「准執諸国試兵之法、管内兵士毎国廿人。五日為番。集都督衛。簡閱武芸」とあるのがそれである。二〇人ずつ五日間上番させて「武芸」を「簡閱」するというのが「諸国試兵之法」であるといふのである。二〇人というのは大宰府管内諸国の「国司簡試上番兵士」制の試練人数と同じであり、それは天平勝宝五年・同六年に仲麻呂の再軍備・軍拡対新羅強硬路線の一環として整備された、国司による国府での兵士試練システムであった。このときの整備は射田設置による試練強化に眼目があるのであり、二〇人ずつ国府に集めて試練を行うのは軍団制創設以来行われてきたことである。

各軍団一〇〇〇人規模であった場合、兵士たちは二隊一〇〇人ずつ連

続する一〇日間の国内上番を六回勤め、その間訓練に専念するのであるが、国内上番中の兵士たちはそのうちのどこかで連続する五日間、さらに国府に上番して試練（テスト）を受けたのである。国府にはつねに二〇人（同一軍団所属兵士とはかぎらない）の兵士が上番していたということである。国府上番中の兵士は、国司から試練を受ける時間以外の時間は、国庁・鈴藏・国府諸門等の国府諸施設の守衛勤務についていた。これが兵士の国府守衛勤務の実相であった。国府守衛が令条に規定されていないのは立法上の不備ではなく、令条に規定されていない国内上番の中心任務である訓練・試練のなかに位置づけられていたからである。国府守衛が「令条内雑使」に含まれていないのは、以上の事情による。

この「国司簡試上番兵士」制は「諸国試兵之法」が始まったのは、評造軍（評制軍）段階の持統三年（六八九）であったと思われる。『日本書紀』持統三年（六八九）七月十五日条「詔左右京職及諸国司、築習射所」の記事のいう「習射所」は、すでに陣法教習が評制軍単位に実施されているので、国府内施設であると考えられるからである。大宝軍防令制定にあたり、軍団制成立以前からすでに存在していた兵士の国内上番・国府試練・国府守衛について、軍防令構想者たちはあえて具体的に令条に規定しようとはしなかったのである。

五、兵士制廃止と「令条内雑使」の行方

以上の考察によつて、訓練以外の令条に規定された兵士の任務が「令条内雑使」であり、兵士の中心任務である訓練や試練については、令条には明確に規定していなかったことが証明されたと思う。「令条内雑使」はあくまで「雑使」であり訓練とは同等ではなく、訓練に専念させるために兵士使役は令条内雑使だけに限定し他の雑使は禁止されていた

のであった。

さて、訓練と令条内雑使が同等ではなかったことは、兵士廃止にもなって兵士任務のうち何が消滅し何がどういう組織なり制度に継承されたのか、という問題と関わってくる。この点について、中尾氏は「軍団兵士制が停止される度、それに代わってとられた措置において、その任務内容が国内要地の守衛しか明示していないこと」が「国内上番兵士」の役割のうちで守衛が最重要役割であったことを「暗に示している」(五七頁)、とする。中尾氏は守衛と訓練と同等といいつつ、守衛こそ(訓練よりも)最重要役割であったというのである。たしかに「役務」(「雑使」のなかでは、「守衛」は雑徭のなかに解消できない最重要「雑使」であった。しかし、兵士制廃止による兵士任務の白丁や健児による代替継承は、中尾氏とはまったく逆の評価をするのが正しい。

すなわち守衛を含む令条内雑使が兵士固有の任務なら、それらの任務が存続するかぎり兵士を廃止することはできない。兵士を廃止して白丁や健児に代替させるといふことは、すなわち軍団兵士制ではなく別の制度でも可能であるということである。令条内雑使が兵士固有の任務ではないことを端的に示している。軍団兵士制の廃止とともに消滅する任務、これこそ兵士固有の最重要任務にほかならない。消滅する任務は何か。いうまでもなく、全国统一マニユアル(陣法式)「教習武芸式」にもとづく全国共通の定期交替訓練である。軍団兵士制の本質はここにある。国府守衛は、訓練を経た兵士が国府で訓練を受ける国府上番に付随する任務であった。国府守衛は令条内雑役ではないが、兵士制廃止によって兵士の国府上番も消滅するから、代替措置をとらなければならなかった。こうして、令条内雑使の兵庫守衛と令条に規定をもたない国府守衛が、兵士廃止と共に設置された健児に担われることになったのである。他の

「令条内雑使」は雑徭のなかに解消される。中尾氏や吉永氏は、兵士を中心任務である訓練を隅に追いやって、兵士にとって副次的任務にすぎない「雑使」を中心に据えて議論する倒錯に気づかなければならない。

六、「兵士雑使」と罪人追捕要員「人兵」

中尾氏・吉永氏らは、捕亡令2有盜賊条・同3追捕罪人条の「率附近兵及夫」(2有盜賊条)、「所發人兵」(3追捕罪人条)の「兵」を一義的に軍団兵士とみなして、中尾氏は罪人追捕を兵士に限定されるものではないが兵士の「役務」の一つととらえ(したがって守衛ほどの重要性は与えられていない)、吉永氏にあっては罪人追捕を兵庫守衛と同等の兵士の主要任務であるとより積極的にとらえている。捕亡令2条の義解が「兵者、兵士也、夫者、人夫也」、3条の義解が「人夫及兵士」と解釈していることから、「兵」が軍団兵士であることを自明視しているのであるが、義解は軍団兵士制廃止後の九世紀前半に成立したものであり、義解の解釈を自明視するべきではない。捕亡令2・3条の「兵」を「兵士」とみるのなら、そのことを積極的に証明しなければならぬが、中尾氏も吉永氏もそのような証明作業を行ってはいない。

私は、捕亡令の「兵」が兵士を指す概念ではなく、より一般的に武装追捕要員を指す概念であることについて、論文「捕亡令『臨時發兵』規定について」²¹⁾などで繰り返し論じてきたところであるが、私見はまだ十分な理解が得られていないようである。そこで、ここでは捕亡令の「兵」概念が軍団兵士を一義的に指す概念ではないこと、したがって罪人追捕が兵士の「令条内雑使」に含まれるものではないことを証明しながら、私見を再論しようと思う。

さて罪人追捕が兵士固有の任務であるなら、国家権力にとって罪人追

捕機能は不可欠の権能であるから兵士制を廃止することはできないはずであり、それでも兵士制を廃止するならば、廃止時点で罪人追捕について兵士制に代わる何らかの法的措置について明示しなければなるまい。しかし延暦十一年（七九二）、罪人追捕について何ら新たな法的措置をしないまま兵士制は廃止され（健児制は国府兵庫守衛任務を明示しているだけである）、廃止したことが原因になって国内治安が悪化したとか罪人追捕に支障が生じたという痕跡は見あたらない。軍団兵士制が廃止されて数十年が経った九世紀中葉の群盜海賊追捕における発兵文言に、捕亡令追捕罪人条の「人兵」の語が散見されるが、この「兵」がすでに廃止された軍団兵士を指す語でないことはいまでもない。捕亡令追捕罪人条の「人兵」の「兵」が、義解のいうように兵士を指すのなら、軍団兵士が存在しない九世紀の群盜海賊追捕に「人兵」の語を使うことはできないし、政府が「人兵」の用法を意図的に転換したという形跡はない（新たな「人兵」制創設論は問題にならない）。「兵及夫」「人兵」の語義に対する義解の「兵者、兵士也、夫者、人夫也」、「人夫及兵士」という解釈は、兵士制廃止後の兵士が存在しない現実のなかでの法家の机上の解釈である。すなわち捕亡令のいう「兵及夫」「人兵」の「兵」は軍団兵士を指す用語ではない（同義ではない）ということになる。

捕亡令の罪人追捕規定の「兵及夫」「人兵」の「兵」は、軍団兵士であるかどうかという次元の語ではなく、「兵」は武装した追捕要員、「人」および「夫」は「人夫」で非武装の追捕要員、「人兵」は武装・非武装を問わず追捕要員の総称、を表す用語であった。なぜ武装・非武装の厳密な区分を必要とするかといえば、武装人員を合法的に二〇人以上動員する場合、それが兵士であろうがなかろうが、「発兵勅符」を必要としたからである。同じく捕亡令として一括して法文化されていると

はいえ、「馳駈奏言」「発兵勅符」を必要としない非武装要員（「人夫」）の動員による軽微な犯罪（窃盜・逃亡）の追捕と、「馳駈奏言」「発兵勅符」を必要とする武装要員（「兵」）の動員による「重犯」（謀反・「切害」）の追捕とはまったく鎮圧手続きを異にしている。後者の手続きを私はかつて捕亡令「臨時発兵」規定と命名した。この根本的に手続きを異にする両者が捕亡令有盜賊条・追捕罪人条に同時に規定されているから、両者の追捕要員を総称する概念として「兵及夫」「人兵」の語を採用しなければならなかったのであった。この点は私が出来主主張していることであり、捕亡令「臨時発兵」規定についての詳細については、別稿をお読みいただきたい。

八世紀、捕亡令罪人追捕規定にもとづく武力動員の事例は乏しいが、『続日本紀』慶雲三年（七〇六）二月二十六日条「京及畿内盜賊滋起、因差強幹人、悉令逐捕焉」は、発足間もない律令国家が地方諸国で発生する群盜などの罪人追捕においてどのような性格の武力を動員することを想定していたかを知ることができる貴重な記事である。京畿内諸国の盜賊追捕が、整備したばかりの軍団兵士の動員によってではなく、国司に「強幹人」を差発して行うよう命じているのである。この「強幹人」は、兵衛選抜資格である「郡司子弟、強幹便於弓馬者」（軍防令38兵衛条）、「身材強幹、便於弓馬」（軍防令47内六位条）の「強幹」であり、したがって兵衛の選抜母体であるだけでなく、軍団の各級指揮官（軍毅・旅帥・校尉・隊正）や軍団騎兵の選抜母体でもある「庶人便於弓馬者」（軍防令13軍団大毅条）、「便弓馬者」（軍防令2隊伍条）を指しているとみてよい。

このような兵衛・軍団幹部・騎兵の共通の選抜母体を「百姓便弓馬者」と概念化すると、軍団兵士制・兵衛制は、「百姓便弓馬者」の広汎

に存在を前提に創設され存続したことになる。このことは軍防令の字面だけのことではない。天平宝字六年（七六二）二月十二日、伊勢・近江・美濃・越前四国の「郡司子弟及百姓、年卅已下廿已上練習弓馬者」から健児が選抜されており（『続日本紀』）、宝龜十一年（七八〇）三月十六日の軍縮改革において選抜対象とされたのは「殷富百姓才堪弓馬者」であり（同右）、同年七月二十六日、北陸道諸国に沿岸防衛に関する「警固式」を布達したさい、その第三条では地勢に応じて防禦拠点を設定して標識を立て、「兵士已上及百姓便弓馬者」をその居住地・勤務地からの距離に応じて防禦拠点到に配属するとしている（『続日本紀』）。この沿岸防衛令は天平期の節度使の例にもとづいて行われたものである。

このように律令国家は、軍団兵士制や兵衛制を創設・維持するとき、また武装要員を必要とする新たな軍事政策をとるとき、その中核要員を「百姓便弓馬者」から調達していたのである。それでは国衙は「百姓便弓馬者」をどのように把握していたのだろうか。このことも別稿で繰り返し指摘してきたことであるが、国司が毎年、「兵士歴名簿」など国内軍事力データを朝集使を通して太政官（兵部省）に提出するさい、同時に「百姓器仗帳」を調査・作成・提出していたことが注目される。「百姓器仗帳」には、器仗（＝兵器）所持者の名前と所持器仗の種類・数量が最低限記載されていたと思われる。すなわち国郡行政によって調査され、「百姓器仗帳」に登録された公民（百姓）こそ「百姓便弓馬者」にほかならない。国衙は「百姓便弓馬者」を毎年作成する「百姓器仗帳」によって把握し、兵衛として中央に貢進したり、騎兵として徴兵したり、軍団幹部として採用していたのである。そして、罪人追捕において動員された「強幹人」も、すなわち「百姓便弓馬者」だったのである。

このようにみるなら、捕亡令罪人追捕規定の「兵」＝武装追捕要員は、具体的には「百姓便弓馬者」が想定されていたことになる。もちろん、私は罪人追捕要員から軍団兵士が排除されていたといっているのではない。捕亡令3追捕罪人条は、「其当界有軍団、即与相知、隨即討撲、・・・其得賊不得賊、国郡軍団、皆付考」と、犯罪発生地点を管する郡内に軍団があった場合、軍団（軍毅）には罪人追捕に協力することを義務づけられている²⁵。しかし罪人追捕への軍団関与は、事件発生郡内に軍団があった場合という限定的な関与であり（軍団から武装要員を出す場合、「発兵勅符」を必要とするのは「百姓便弓馬者」の場合と同じである）、捕亡令は追捕主体を国郡司としている（武装要員動員の場合国司、非武装要員動員の場合は郡司も）。

軍団が管内事件に関与することが期待されていた例としてあげることができるのは、八世紀後半、主として東国で起こっていた郡家放火事件である。ここでは、「軍団之設擬備急事、今郡家焚焼、曾不禁救、自今以後、有如此類、当団軍毅主帳悉解見任」というように、軍団軍毅らが何の救援活動も禁圧活動もしない実態が報告され、禁圧・救援活動を促しかつたら軍毅・主帳とも見任解却という罰則で威嚇して郡家救援を促している（『類聚三代格』宝龜四年八月二十九日官符）。国郡から要請されても動こうとしない軍団軍毅の実態がうかがい知れて興味深い。しかしこの「禁救」は放火犯追捕も含まれるだろうか、想定されている主要活動はむしろ消火・庫内官物運出ではなからうか。だとすると、この事例は追捕活動というより「令条内雜使」のなかの緊急堤防復旧に近い。捕亡令「臨時発兵」規定の特殊な適用方式である「警固式」では、沿岸要害への「兵士已上及百姓便弓馬者」の配属を規定しており、兵士制存続下、緊急動員において兵士とともに「百姓便弓馬者」が動員予定要

員に組み入れられている。捕亡令「臨時発兵」規定の「兵」が「兵士」だけではなく「百姓便弓馬者」を含む概念であることをはっきりと示すものである。両者を含む概念内容は武装要員ということである。そして軍団兵士制廃止後の「兵」は武装要員概念は、「兵士已上及百姓便弓馬者」から「兵士已上」が脱落した「百姓便弓馬者」ということになる。

緊急災害復旧に国内上番中の兵士が動員されるように、逃亡犯人搜索のための山狩りなどに上番中の兵士は役に立つだろう。しかし軍団兵士は罪人追捕の主要戦力とはなりえない。それは歩兵集団戦を想定した訓練にある。歩兵集団戦訓練を受けた兵士集団が、機動的・ゲリラ的な犯人の活動・逃走に対応することは困難である。また八世紀には多数の武装要員を動員しなければならないような罪人追捕はほとんど発生しなかった（反乱を起し逃走した藤原広嗣の追捕はまれな例である）。役夫逃亡に対しては非武装要員で十分であった。したがって罪人追捕要員として「百姓便弓馬者」が想定されているといっても、それはあくまでも法的に用意されているということであり、捕亡令「臨時発兵」規定が発動されるようになるのは九世紀二〇年代以降であった。

いずれにしても捕亡令罪人追捕規定のいう「兵」が一義的に軍団兵士を指す語ではなく、武装追捕要員を表す語であり、具体的には「百姓便弓馬者」を想定していたということ、したがって罪人追捕を軍団兵士の「令条内雑使」の一つに数えることはできないということ、を明らかにしえたと思う。

おわりに

以上、本稿では、『続日本紀』慶雲元年六月丁巳条にみえる「令条以外、不得雑使」の記事の解釈を主たる根拠とする律令軍制に関する下向

井学説批判、すなわちに、守衛・修理・治安維持と訓練は軍団兵士にあって令条に規定された同等の任務であり、軍団兵士制は下向井学説にいうような対新羅朝貢強要のための軍事力ではなく国内治安維持のための軍事力であった、とする近年の律令軍制研究の動向に対して反論し、私見を再確認した。

(1) 『続日本紀』記事は、上番中の軍団兵士に訓練に専念させるため、令条で認められた「雑使」以外の「雑使」に使役してはいけない、と解釈する私見が正しく、中尾浩康氏のように、訓練と守衛・修理を令条に規定された同等の任務とし「雑使」を不正私役とする解釈は成り立たない。軍防令などに規定された兵士の守衛・修理使役は、令条に規定された雑使、すなわち「令条内雑使」である。

(2) 兵士に限定せず令条に規定された「雑使」をみると、衛士の雑使制限（「別勅雑使」のみ容認）、医針生の雑使全面禁止、内舎人の雑使供奉（「令条内雑使」と「別勅雑使」）、軍団兵庫守衛にあたる上番兵士の雑使禁止、軍団騎兵の雑使禁止などの規定があり、雑使供奉を本来の職掌とする内舎人以外は、本来の任務に専念させるための雑使の制限または禁止規定であり、その「雑使」は必ずしも不正私役を想定したものではなかった。これらの事例からみても、問題の『続日本紀』記事について私見の解釈の正しさが裏付けられる。

(3) 兵士の国府守衛任務について「令条内雑使」として明確な規定はないのは（中尾氏らが兵士の令条内任務と同一視するのは正しくない）、国府守衛任務が兵士の国内上番に軍団での訓練任務の延長だからであった。兵士訓練と国内上番について軍防令には具体的な規定がない。それは訓練規定が軍事機密に属するからであり、訓練については「別式」に規定されていた。問題の『続日本紀』記事は軍団兵士の国内上番に年間

交替訓練スケジュールについての「別式」として制定されたものであり、訓練内容については「陣法式」「武芸式」などの「別式」が用意されていた。国府守衛任務は、軍団で訓練中の兵士が二〇人ずつ五日間、国府で国司から試練（テスト）を受ける期間中の任務であり、令条に明確な規定のない定期交替訓練の一環だったから、令条に規定されていないのである。

(4) 中尾氏は国府兵庫守衛Ⅱ国内治安維持が兵士制の最重要任務であったことを、兵士制廃止に代わって国府兵庫守衛を任務とする健児制が置かれたことよって説明するが、逆である。兵士制の廃止は平時の最重要任務である定期訓練の廃止を意味しており、兵士固有の最重要任務が定期訓練であったことを示すものである。健児への転換は、国府守衛任務が兵士制以外の制度で代替可能であったことを示すものである。

(5) 中尾氏は捕亡令罪人追捕規定にみえる「兵」を「兵士」とみなし、罪人追捕Ⅱ国内治安維持を軍団兵士の令条内任務とする。しかし捕亡令の「兵」は別稿で詳論したとおり、一義的に軍団兵士を指す語ではなく、武装追捕要員を表す語であり、具体的には「百姓便弓馬者」を想定していた。したがって罪人追捕を軍団兵士の「令条内雑使」の一つに数えることはできない。

以上、本稿では『統日本紀』慶雲元年六月丁巳条の「令条以外、不得雑使」の記事に焦点を絞って、近年の下向井律令軍制学説批判に対して反論を加え、下向井学説を再確認した。

*1 『史学研究』一七五号 一九八七年

*2 『史学雑誌』一〇〇編六号 一九九一年

*3 『歴史博』七一号 一九九五年。今回の科学研究費によって、本論文を基礎に論文「日本律令軍制の展開過程」をまとめたが、未定稿のため報告書には掲載できない。

*4 『古代文化』四九巻一―号 一九九七年

*5 私の律令軍制学説が私が期待した方向で継承・展開されてはいないのは残念である。本論で追々述べていくが、近年の律令軍制研究は下向井学説を否定し、私によって克服されたはずの旧学説を復活させる方向で進んでいる。

*6 たしかな史料のなかに「教習武芸式」という語があるわけではないが、私は前稿で武芸教習に関する「別式」をかりに「教習武芸式」と名付けた。

*7 「日本律令軍制の特質」(『日本史研究』七六号 一九六五年)

*8 『日本史研究』四七六号 二〇〇一年

*9 訓練と守衛等「役務」を同じレベルの任務とする中尾氏の所論は、延暦十一年(七九二)軍団兵士制廃止の直接的要因が、大量の対蝦夷戦争従軍者が帰国後に国内上番を免除されて国府守衛等が不足する事態に陥ったからであるとすると氏の論文の中心論点と呼応している。だが氏の訓練・守衛同等論(あるいは守衛最重要役務論)がそもそも間違っているれば、兵士制廃止要因の理解についても自ずからその根拠を失うことになる。

*10 佐々喜章「軍団兵士制の展開について」(『続日本紀研究』三五四号 二〇〇四年)。軍団兵士制は私が主張する対外的軍事力としての側面は乏しく全国画一的でもなく、規模や任務に地域差を生みながら展開していったと論じる。私は律令軍制の全体構造の実証的検討を通して、新羅に朝貢を強要することを主目的に構築された対外的軍制であることを論証したのである。「対外関係のみ」という印象批判では批判にはならない。私の日本律令軍制についての全体構造把握が成り立たないことをまず論証しなければならない。それは他の批判者についても同じである。全国画一的ではないとする批判については、①標準的軍団が一〇〇〇人規模であること、②五〇人一隊を基本単位に積み上げる内部編成、③全国共通訓練マニュアルにもとづく共通訓練、の三点において、私は全国画一的と断言しているのであって、一国の兵士総数が原則的には戸数と正丁数をもとに決定される以上、五〇〇人規模、六〇〇人規模の軍団があることも、奥羽两国・大宰府管内諸国・長門国を中心に地域差があることも、当然のことである。まず全体構造をきちんと把握したうえで細部について議論していただきたい。なお長門国の軍団とりわけ豊浦団の独自性については、拙稿「軍団と兵士」(『山口県史通史編Ⅰ原始古代』第七編第四章 二〇〇八年三月)を参照されたい。

*11 『史学雑誌』一一六編七号 二〇〇七年

*12 吉永氏は、守衛・守固、修理・修営、防援・通送・追捕を「国司の地方支配に必要な治安維持活動」、すなわち「日常的な『糺察』活動」と規定する。「治安維持活動」に守衛・守固、修理・修営、防援・通送を含めるのは概念を拡張しすぎているし、それらを「糺察」概念で包括するのも本来の用法から逸脱した誤用である。「糺察」について、『諸橋大漢和辞典』は「罪悪をただしらるること」、「小学館日本国語大辞典」は「罪状などを問いただして明らかにすること。吟味。尋問。」と説明している。職員令大国家の「糺察所部」について集解私説は戸令国守巡行条を引くが、国守巡行条で関係するのは、毎年一回国守が部内を巡行したさい、部内百姓が「財物訴訟」「良賤相争」の誤審や刑罰の冤罪について再審を求めたらそれに応じるといふものである。それは国守の「部内糺察」にとって象徴的ではあるが特殊なケースである。しかしここで

「財物訴訟」「良賤相争」や刑罰が問題にされていることは重要であり、日常的「糺察」活動とは、「財物訴訟」「良賤相争」や逃亡・盗犯・傷害などの刑事事件・民事事件における訴の受理や犯罪の摘発から、捜査・取り調べ・審理・判決にいたる手続きを指し、通常、「軍事力」の行使を伴うものではない。私はかつて論文「王朝国家国衙軍制の構造と展開」（『史学研究』一五二号 一九八一年）のなかで、一〇世紀以降、国司の指揮下で国追捕使（押領使）が軍事力を行使して（Ⅱ国内武士を動員して）重犯追捕を担当したのに対し、国衙検非違所（その前身の国検非違使）は軍事力行使を伴わない重犯の「勘札」と軽犯の追捕・勘札を担当したと論じたが、そこで「勘札」について「犯罪の捜査、取り調べと、それによる犯罪事実の確認であり、臨地検証、証拠収集、犯人尋問、証人からの事情聴取などを含む」概念であったとし、「勘札」とほぼ同義の用語として「糺察」をあげた。このように「糺察」の語は、辞書の意味でも令条でも実際の用例でも実力部隊による「追捕」を指すものではなく、むしろ法律的刑事手続きを指す語であるとするなら八世紀、吉永氏のいう「日常的な『糺察』活動」は、通常、国司（実務担当は掾）・郡司が司法手続き・刑事手続きとして執行していたのであり、軍団軍殺に率いられた兵士集団の治安維持活動などを想定するべきではない。武装した追捕要員の動員には「発兵勅符」が必要であることについては、これまでいくつかの論文で論じてきたことであり後でも述べるが、吉永氏には理解していただけないようだ。

*13 吉永氏は、私見の新羅正規軍との戦争を想定した「陣法」にもとづく歩兵集団戦訓練を否定するのであるが、私見否定の論拠は失礼ながらお粗末というほかない。すなわち「神龜元年（七二四）の海道蝦夷の反乱の際、征討の準備として改めて兵士に軍陣を訓練していることから、平時の軍団における軍陣訓練は征行時にそのまま機能する詳細なものではなく、集団行動のための基礎訓練に過ぎなかった」（四一頁）というのが私見否定の論拠だということ。現実の戦争を目前にしている平時訓練が「征行時にそのまま機能する」と考えている職業軍人や軍制史研究者や戦史研究者はいないと思う。それは「詳細」「徹底」とか「基礎訓練」とかの問題ではない。私は、前掲拙稿注1論文で「戦時動員（征行）に備えての実戦的教練」（二五頁）の例として吉永氏が引いた神龜元年の征夷の例をあげ、仲麻呂の新羅征討計画については「選抜した派兵要員兵士に実戦的教練を施し、……五年間に、派遣軍兵士の選抜と実戦的教練、兵器・船舶の製造と修理・軍糧の調達と備蓄、馬牛・人夫・水夫の徴用が、民衆を戒厳令に近い統制状態に窒息させつつ、強力な権限を付与された広域軍事行政官（節度使）指揮下の国衙行政機構によって実行された」（三二頁）、「対蝦夷戦争においても、戦争準備にきわめて長期間を要し、その間、民衆を戒厳令下に統制しつつ、派遣軍兵士の選抜・訓練、兵器・軍糧の調達・運搬が行われた」（三三頁）傍線は本稿で付したものと、戦争を前にした実戦的訓練を平時訓練と区別しながら述べている。平時訓練を受けた兵士は戦争が決定され派遣軍に選抜されると、平時訓練を受けてきたことを前提に時間をかけて実戦訓練を受け、戦闘地域に送り出される。いやしくも軍事史を語るならこういうことは常識に属することであろう。平時から集団訓練を受けているならただちに戦争に投入できなければおかしいという吉永氏の発想は、あまりに素朴すぎる。だからといって平時訓練と実戦的訓練は異質のものではない。基本的に同一マニュアル（Ⅱ同一戦術）にもとづき、実戦を想定した応用技を組み入れながら、真剣に（勝敗と生死がかかっている）実施するのが実戦訓練である。

*14 吉永氏は「はじめに」で下向井学説をこのように断じる。吉永氏は、①征討軍編成に重要な「行軍式」が大宝律令制定後六〇年近くたつてつくられたこと、②北宋天聖令の占領地復除規定を日本令が意図的に削除していること、の二点から、下向井の日本律令軍制Ⅱ对新羅朝貢強要軍事力説は「ますます成立し難い」とする（三七頁）したがって下向井が提示する律令軍制の全体構造は検討するに値しない、ということなのだろう。この批判も学問的批判とはいいいがたい。まず①の批判点からみていこう。「行軍式」につい

ての吉永氏の認識は松本政春氏の見解（松本『律令兵制史の研究』「序論」清文堂 二〇〇二年）に依拠したものであるが、「行軍式」とはこれから始めようとしている現実の戦争について制定される具体的戦争計画・作戦計画であるから、常備されているはずはない。仲麻呂が新羅征討を企図したときにつくられて当然である。むしろ軍防令のなかで將軍や行軍についての規定が占める比重が大きいことを素直に受け止めれば、律令軍制Ⅱ軍団兵士制が「征討軍」編成のために組織された軍制であることは疑問を挟む余地はない。また②の批判点も見当はずれである。異民族との戦争と異民族地域への版図拡張を通常の事態として想定している中華帝国にあつては、令Ⅱ基本法のなかに占領地復除規定があつて当然であるが、日本律令国家は、新羅に朝貢を強要するための「征討」を想定してはいるもの、私も吉永氏が引用する大津透氏と同じく「朝鮮半島を支配下に入れることを想定していなかった」（大津『日本』の成立と律令国家『上代文学』九二号 二〇〇四年 三一頁）と考えている。したがって日本律令国家が占領地復除規定を令Ⅱ基本法に規定していないのは、私にはごく自然なことと思われる。私は日本律令国家が朝鮮半島を軍事占領して領土化することを目指していたなどと主張したことは一度もない。私が主張しつづけてきたのは、新羅に朝貢を強要するための、すなわち大津氏の言葉を借りれば「蕃国を小国として政治外交的に服従させ」（大津前掲論文三二頁）するための軍事力、ということである。以上から、吉永氏の私見批判は、まったくの見当はずれということになる。一、二の自説に都合がいいと思う事実なり見解なりに寄りかかつて、体系的な先行学説を全否定する安易な批判の手法に、私は危うさを感じる。

逆に吉永論文「はじめに」で提起している視点の問題性について指摘したい。まず第一に吉永氏は、松本氏の「侵攻に重点をおいた外征軍というより、外からの侵攻に備えた国土防衛軍である」（松本氏前掲書「序論」）という私見に対する印象批判を支持して、律令軍制の対外的側面は「国土防衛軍」であつたとの見方をしている。律令軍制の管理システム・徴兵システム・訓練システム・動員システム・戦時編成のどこをとらえて「国土防衛軍」といつているのだろうか。教えて頂きたい。他国からの侵略の脅威しか想定できないような「狭いとらえ方」（一七頁）では、律令軍制を根源から理解することは不可能であるし、東アジア世界における「地政学的」位置を視野に入れなければこの国の歴史を理解することはできないだろう。軍防令の諸規定を通覧して他国の脅威と国土防衛しか感じ取れない歴史感覚に私は危うさを感じる。

第二に吉永氏は「支配体制と軍事制度との必然的連関」（石尾芳久氏）という視点が先行研究に欠落しているとするが、「支配体制と軍事制度との必然的連関」という視点とは、氏のいう「中央政府による地方支配貫徹というシエーマの中に軍事力掌握をいかに位置づけるか、という視点の導入」を意味してはいないし、軍団兵士制を治安維持軍事力とドグマティッシュにとらえることではない。私は、班田制・編戸制と軍団兵士制の必然的連関、律令官僚制と兵部省軍事行政の必然的連関、在地首長制と軍団制の必然的連関、政治過程と軍事政策の必然的連関、究極的には律令国家と律令軍制の必然的連関を、つねにを念頭におきながら論じてきたつもりであるが、吉永氏には「欠落」としかみえないようである。

第三に、壬申の乱を「軍政改革の直接的要因として」「重視すべき」（三八頁）であるとする点である。クーデター勃発に当たつて地方豪族が政府側・反乱側のどっちに付くか主体的に選択する余地を奪い、反乱側に味方させないように地方軍事力に対する中央政府・国司の管理統制を強化し「クーデター再発防止」を図ることが天武・持統朝の軍制改革の目的の一つだった、ということのようである。このような考え方は半世紀近く前の研究にもあつた。しかし内乱やクーデターは、国家権力の争奪をめぐる支配層の分裂であり、軍制改革によって抑止できるものではないし、どんな軍制を保持する国家であらうが支配層が和解しがたく分裂すれば内乱・クーデターで決着することになる。そして親衛軍を中心とする国軍を効果的に掌握することに成功した方が勝利をおさめるのである。律令軍制の最高軍事指揮権は天皇に集約され、太政官・兵部省・国司の行政機構を通じ

て管理統制されていた。大宰府の通常の行政権に戦時動員権はないはずだが大宰少貳藤原広嗣は管内軍団兵士を動員して反乱を起こしているし、最高軍事指揮権の奪取に失敗した藤原仲麻呂は、それでも「諸国試兵之法」¹¹「国司簡試番上兵士」制を準用して諸国兵士を動員してクーデターを執行しようとした。また広嗣の乱の緒戦において豊前国の郡司らは、政府軍の先制攻撃を察知するや、律令軍制の編成・動員方式とは無関係に政府軍に呼応して拳兵し(彼らが率いた「兵」が軍団兵士であったとは限らない。地方社会に広範に「百姓便弓馬者」が存在し、国衙が「百姓器仗帳」を通じて彼らを把握していたことは後述)、広嗣反乱軍の前線基地を襲撃している。吉永氏の描く「軍制改革」はさしたる効果がなかったことになる。というより天武・持統朝の軍制改革は「クーデター再発防止」を指すものではなかったのである。

律令軍制創設に向かう「天武・持統朝の軍制改革」の「直接的要因」は、新羅統一戦争に求めなければならぬ。百済救援戦争の戦勝国新羅ではあるが、唐との戦争に勝ち抜くために、背後の安全保障を求めて敗戦国日本に「朝貢」を再開した(日本が唐に荷担して背後から牽制したら対唐戦争に勝利できない)。日本はこの朝貢関係を永続化するために、新羅に朝貢を強要し続けうる軍事力建設を目指して軍制改革を行った。それが軍団兵士制に結実する天武・持統朝の軍制改革である(前掲注2拙稿「日本律令軍制の形成過程」)。

第四に、先行研究が「兵制と軍制を区別せずに検討を行ってきた」としている点である。唐軍制では「平時体制である兵制と臨時的戦闘体制である軍制が明確に区別されて」いたとする菊池英夫氏の見解に依拠した発言であるが、律令軍制を論じる場合、軍政¹²軍事行政と軍令¹³統帥を区別して捉えるべしということは、つとに瀧川政次郎氏・石母田正氏が指摘したことであり、菊池氏はその区別を軍制と兵制と表現したにすぎない。私は、二〇年以上前、瀧川・石母田氏の指摘を援用して先行学説にその区別が欠けていることを指摘したうえで、平時の兵部省の軍事行政、軍団の平時編成、將軍指揮下の戦時編成について明確に区別して論じている。

以上、吉永論文「はじめに」にしばって問題点を指摘したが、問題の立て方が誤っていれば、論の展開と結論はますます誤りを拡大させていく。吉永論文の国司と軍毅の関係についての議論は、壬申の乱後の評造層の軍事力に対する統制強化を論じるための前振りであるが、軍団が「郡界を越えた領域を管する官司」(三九頁)であるとか、「兵士は軍団入営の際、・・・様々な戎具を持参する」(四〇頁)、「軍毅は本来国司が為すべき軍事行政を請け負っている」(四二頁)、「軍毅は国司構成員としての側面が強い」(同上)、「兵士歴名簿作成・作業は国司に奪われている」(四七頁)、「国司に軍団を管理させ、独立性を与えまいとする中央政府の意図」(四七、四八頁)などの思い付き・思い込み・思い入れが、さしたる根拠もなく次々に開陳されていく。ついで壬申の乱を直接的要因とする天武・持統朝の軍制改革について、「国幸による統治貫徹に必要な軍事力創設」(五二頁)、「規模も限定した新たな軍事力の創設は・・・クーデター再発防止の面で大きな意義があった」(五三頁)と論じるが、このような認識が現実的ではないことはすでに述べた。また持統三年(六八九)の戸籍作成・兵士点定詔について「正確な戸籍を作成するため浮浪・盜賊を断つことを当座の目的として」兵士を点定し(五三頁)、「国幸や評督が動かすことができる平時の軍兵量を、従来徴発可能であった最大量の四分の一に制限・限定し、軍役負担者を明確化する」ものであった(五三頁)が、氏のように解釈するのは突飛であるし無理である。初めての本格的戸籍作成と同時に籍帳にもとづく徴兵制を開始したというのが共通理解であり、「其兵士者、毎於一國、四分而点其一、令習武事」の四分の一をどう理解するかはその共通認識に立ったうえでその見解の相違である。氏の理解はこの共通認識を超越している。持統三年詔についての私の理解については後述する。

吉永氏には、立論の前提であり結論でもある「壬申の乱」¹⁴「クーデター再発防止」、「白村江の敗戦」¹⁵「侵略防止」という着想を根本から考え直さなければならないことに、早く

気付けてほしい。

*15 兵士の「令条内雑使」には、国内上番中の兵士に使役対象が限定される場合(①②④⑨)と、国内上番中兵士に限定されない「当处兵士」を使役対象とする場合(③⑦⑧)があったが、ここではこの違いには立ち入らない。

*16 中尾氏も令条の兵士「役務」について検討している箇所では(作成した表でも)、さすがに兵士の国府守衛については言及するわけにはいかず「国内要地等の守衛」(五五頁)と述べるにとどまっているが、別の箇所では、天平十一年(七三九)の兵士暫停、延暦十一年(七九二)の兵士制の廃止 \parallel 健児制への転換のときの「国府」守衛文言を含む史料をもとに、「国内要地の守衛」のなかにさりげなく国府守衛を滑り込ませている。中尾氏は国府守衛を「令条に明確な規定をもつ役務」とするわけにはいかないから、このような形で曖昧化せざるをえなかったであろうが、国府守衛を兵庫守衛と同列にみていることは間違いない。ならばなぜ国府守衛が令条に規定されていないのか説明する必要がある。

*17 中尾氏も捕亡令罪人追捕規定を「軍団兵士のみ限定されたものではない」、「日常一般的・恒常的に行われたとはいえない」(五七頁)とし、最重要「役務」である守衛・訓練と同じ重要性は認めていないようである。

*18 職員令神祇官条の使部の職掌について、集解讀説は「官内雑事驅使耳」「官内雑使耳」としている。雑使と「雑事驅使」すなわち「雑驅使」とほぼ同義であることがわかる。

*19 兵士はもともと雑役免(庸と雑徭の免除)であるが、ここで調庸免とされているのは、動員された騎兵が、兵士 \parallel 騎兵だけでなく百姓便弓馬者も含まれていたからだともなしておきたい。

*20 たとえば「捕亡令『臨時発兵』規定について」(『続日本紀研究』二七九号 一九九二年)

*21 戸令定郡条は、一六里以上を大郡、二里以上を上郡、八里以上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡とする。

*22 前掲拙稿注1論文および「軍団」(平川南他編『文字と古代の日本』2 文字による交流)吉川弘文館 二〇〇五年)

*23 このような国内上番・国府上番の割り振りをするのは大変な事務量である。国司の指示を受けて、軍団で割り振り表を作成するのは、軍団主帳や囑託職員(外散位・勳位)であった。抽象的に「治安維持活動」を主張する前に必要なことは、軍団で何が行われていたのか、具体的に考えてみることである。

*24 拙稿前掲注*20論文

*25 吉永氏は「当界に軍団が存在する場合は共にせよとする点やその結果を考に附す点から、軍毅が罪人追捕の責務を負ったことは明白である(四一頁)とするが、本文で述べるように「当界」とは軍団所在郡内であり、軍団がない郡はどうするのだろうか。武装兵士の動員には「発兵勅符」が必要であり、それが軍団にダイレクトに発給されることはあり得ないから、軍団に「発兵」しての「罪人追捕」権があったとするのは誤りである。「共に」というのは国郡司に協力するということであり、発兵手続きを踏まない場合は、非武装の兵士集団を引率して協力することになる。